

【令和7年度】

設置前申請

大垣市太陽光発電設備等設置費補助金のご案内

地球環境への負荷を減らすゼロカーボンシティおおがきの実現に向け、再生可能エネルギーの利用促進を図るため、太陽光発電設備等の設置に対して、設置費用の一部を補助します。

1 対象者

- (1) 令和7年6月2日以降に、自ら居住する市内の住宅に補助対象機器を設置する方、または補助対象機器付き住宅を購入する方
(※補助対象機器の設置契約前に申請が必要です。)
 - (2) 対象設備について、国や県からの別の補助金・交付金等を受領しないこと、及びFIT、FIP制度や自己託送していないこと。
※ 太陽光発電設備等共同購入キャンペーン「みんなのうちに太陽光」は本補助金と併用可。
 - (3) 太陽光発電設備又は蓄電池設備を設置する方。(蓄電池設備のみは対象外です。)
 - (4) 太陽光発電設備で発電した電力の30%以上を自家消費すること。
 - (5) 法令やガイドライン等を遵守すること。
 - (6) 市税を完納していること。
 - (7) 補助対象機器の設置後、家庭において省エネルギー活動を実践するとともに、アンケート等への協力ができること。
 - (8) 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わない者であること。
(法定耐用年数 太陽光発電設備：17年、蓄電池：6年)
 - (9) その他市長が必要と認める要件に該当していること。
- ※ 大垣市LCM住宅普及促進事業補助金及び大垣市ZEH普及促進事業補助金との重複申請はできません。
- ※ 設備設置によって得られる環境価値（温室効果ガス削減により生まれる価値）は、自ら消費する分のみが設置者のものとなります。(売電した分の価値は設置者のものできません。)

2 対象機器

次のいずれにも該当するものであること。

- (1) 市の交付決定日以後に事業に着手するもの。
・一般的には契約日が事業着手日となります。
- (2) リチウムイオン蓄電池部に加え、インバータ、コンバータ、パワーコンディショナー等の電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成されているもの。

- (3) 蓄電池の蓄電容量の合計が1 kWh以上であるもの。
- (4) 未使用品であること。(中古品、リース品は対象となりません。)
- (5) 15.5万円/kWh (工事費込み・税抜き) 以下の蓄電池であること。
- ・ 15.5万円/kWh (工事費込み・税抜き) 以下であれば対象としますが、12.5万円/kWh (工事費込み・税抜き) 以下になるように努めてください。
- ※ ハイブリッド蓄電池・トライブリッド蓄電池付帯のパワーコンディショナー価格は、蓄電池価格とみなします。

3 補助金額

- (1) 太陽光発電設備 7万円/kW (最大出力：小数点以下切捨て) (上限35万円)
- ※ パネル(モジュール)とパワーコンディショナーの能力が異なる場合は、低いほうの数値を採用します。

・ 太陽光発電設備の価格(工事費込み・税抜き)が7万円/kWを下回るものの扱いについて、7万円と1kWあたりの価格(工事費込み・税抜き)とを比較して少ない方の額に、太陽光発電設備の能力値(小数点以下切捨て)を乗じた金額(千円未満切捨て)を補助金額としてください。

※ なお、1kWあたりの価格(工事費込み・税抜き)の計算についても、太陽光発電設備の能力値は小数点以下を切捨てた数値を使用してください。

例：価格(工事費込み・税抜き)が25万円(4.95kW)の場合

- ① 1kWあたりの価格(工事費込み・税抜き)を確認する。
- ・ $25\text{万円}/4\text{kW}=6.25\text{万円/kW} < 7\text{万円/kW}$ のため、1kWあたりの単価は6.25万円となります。
- ② 補助金額の計算
- ・ $6.25\text{万円} \times 4\text{kW}=25\text{万円}$ の補助となります。

- (2) 蓄電池 蓄電池の価格(工事費込み・税抜き)の3分の1の額
(蓄電容量：小数点第2位以下切捨て)(補助金額：千円未満切捨て)(上限25万8千円)

※ 蓄電容量は原則としてカタログ記載の定格容量の数値を用いてください。

定格容量がカタログ等に記載されておらず不明な場合は、「蓄電容量(単電池の定格容量、単電池の公称電圧および使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の値)(小数点第2位以下切捨て)」を用いてください。

例1：価格が72.5万円(4.95kWh)の場合

- ① 補助対象設備の要件に適合するかチェック
- $72.5\text{万円}/4.9\text{kWh}=14.7\text{万円/kWh} \Rightarrow 15.5\text{万円以下}$ のため適合します。
- ② 補助金額の計算
- $72.5\text{万円} \times 1/3 = 24.16 \dots \Rightarrow 24.1\text{万円}$ が補助金額です。

例2：価格が150万円(10.55kWh)の場合

- ① 補助対象設備の要件に適合するかチェック

150万円/10.5kWh=14.2万円/kWh⇒15.5万円以下のため適合します。

② 補助金額の計算

150万円×1/3×5kWh/10.5kWh=23.80・・・ ⇒ 23.8万円が補助金額です。

注意！

- ・蓄電池の定格容量は小数点第2位以下切捨てとなりますので、1kWh 当たり 15.5 万円以下であることの確認及び補助金額の計算は、今回の例の場合、例 1 は 4.95kWh ではなく 4.9kWh、例 2 は 10.55kWh ではなく 10.5 kWh を使用してください。

4 募集期間

令和7年6月2日 ～ 令和8年1月30日までに実績報告書を提出できること。

※募集期間内であっても補助金の予算額に達し次第、受付を終了します。

5 申請方法および必要な書類

大垣市太陽光発電設備等設置費補助金申請書（第1号様式）に次の必要書類を添えて、環境政策課まで直接お持ちください。

修正等ある場合、書き直しとなりますのでご了承ください。住民情報及び税情報の閲覧に係る同意の欄は、署名が必要です。同意がない方は、住民票、市税完納証明書をご提出いただく必要がございます。

(1) 配布場所

- ・ホームページからダウンロード (<https://www.city.ogaki.lg.jp/0000057462.html>)
- ・市役所環境政策課

(2) 提出先

市役所環境政策課 持参（午前8時30分から午後5時15分まで）

(3) 提出期限

令和8年1月30日（金）

※予算の上限に達した場合は、期限前であっても受付を終了します。

(4) 添付資料について

① 工事見積書

- ・施工業者選定にあたっては、原則として複数者の比較を行ってください（事業提案を受ける、見積もりを取る等）。ただし、複数者の比較が困難な場合（例：早期に導入しなければ希望する設備を期限内に設置することが困難）は、この限りではありません。
- ・見積書については別添「太陽光発電設備等の設置費用の内訳について」を参考に作成を依頼してください。
- ・15.5万円/kWh（工事費込み・税抜き）を超える蓄電池は補助の対象外となります。

② 対象設備の設置場所及び付近の見取り図

- ・敷地の図面（1/100程度）に設備を設置する場所を明示してください。
- ・住宅地図等（1/1,500程度）に住宅の位置を示してください。

③ 対象設備の仕様書

- ・国（一般社団法人環境共創イニシアチブ）の公表する「戸建住宅ZEH化等支援事業蓄電システム登録済製品一覧」において令和4年度以降に登録されていることが分かる書類（登録サイトのウェブページの印刷）を型番が記載されたカタログ等と併せて提出することで代えることができます。

【登録サイト】ZEH補助金（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス補助事業）の蓄電システム登録済製品一覧検索

(<https://zehweb.jp/registration/battery/>)

④ 委任状（事務等代行者へ委任する場合に限る）

- ・行政書士等へ事務を委任する場合は委任関係が分かる書類を提出してください。

⑤ 誓約書（申請者・事業者）

- ・別添誓約書を確認のうえ提出してください。
- ・施工業者の方にも誓約書の作成を依頼してください。

（ガイドラインを遵守して設置された設備であることが補助の条件となっています）

⑥ 電力消費計画書

- ・自家消費の割合がわかるよう年間の「発電想定量」「自家消費想定量」「売電想定量」については必ず記載してください。また、「過去1年間の電気代」「世帯人数」についても記載をお願いします。

⑦ 発行後3か月以内の市町村民税（特別区民税を含む。）に係る完納証明書（税務資料の閲覧に係る同意がない者又は当該年度の初日の属する年の1月1日現在で市内に住所を有しなかった者に限る。）

⑧ 前各号に定めるもののほか、大垣市長が必要と認めたもの

※ 令和7年1月1日時点で、大垣市に住民票がない方は、前住所の市町村で完納証明書を取得して提出してください。（申請日前3か月以内のもの）

※ 受付後の書類については、電子メールや郵送での手続きも可とします。（希望する場合は、申請の際に、電子手続き申込書をご提出ください。）

6 実績報告および必要な書類（設置後）

交付決定者は、補助対象機器の設置完了後すみやかに（期限：令和8年1月30日）、大垣市太陽光発電設備等設置費補助金実績報告書（第6号様式）に次の必要書類を添えて、環境政策課にご提出ください。

(1) 提出先

市役所環境政策課へ郵送又は持参（持参は午前8時30分から午後5時15分まで）

(2) 提出期限

事業完了から30日以内又は令和8年1月30日（金）のいずれか早い方の日

※ 一般的には、設備の引き渡しを受け、施工業者への支払いが完了した日が事業完了日となります

(3) 添付資料について

- ① 対象設備の設置に係る契約書の写し
 - ・見積もりと異なる場合は「太陽光発電設備等の設置費用の内訳について」を参考に内訳書を取得してください
- ② 領収書の写し
 - ・対象設備以外の代金と同時に支払いをする場合は、支払額の内訳が分かる資料を提出してください
 - ・施工代金の全額を、施工業者へ支払うことが事業完了の条件です
- ③ 蓄電池の保証書・取扱い説明書の写し
 - ・申請時に提出した「カタログ」と実績報告時に提出する「保証書（メーカー保証）」「取扱い説明書」により、蓄電池の仕様を満たしていることを確認します。
 - ・確認に必要なページのみ提出していただいても構いません（表紙、裏表紙等は省かないでください）
 - ・ただし、申請時に国（一般社団法人環境共創イニシアチブ）の公表する「戸建住宅 ZEH 化等支援事業 蓄電システム登録済製品一覧」において令和 4 年度以降に登録されていることが分かる書類により確認している場合は提出の省略は可とします。
- ④ 電力会社との接続契約書・売電契約書等の写し（接続契約・売電契約する場合に限る）
 - ・売電に関する契約書を提出してください（売電しない方は不要）
- ⑤ 補助対象設備の設置状況を把握できる写真（施工前・施工中・施工後）
- ⑥ 発行後3か月以内の住民票（大垣市担当者による住民情報の閲覧に同意がない方に限る）
- ⑦ 申請時に添付した資料に変更が生じている場合は変更後の書類
（例）電力消費計画が変更となった
- ⑧ その他市長が必要と認める書類

7 その他

法定耐用年数が経過するまでの間は、補助の目的に沿って設備を使用できるように管理してください。法定耐用年数経過前にやむを得ず設備の処分等を行う場合は、必ず、事前に市へ相談してください。（一般的な太陽光発電設備の耐用年数は17年、蓄電池は6年です。）

